八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務委託公募型プロポーザル実施要項

１．事業の趣旨・目的

本市が市制20周年という歴史的な節目を迎えるにあたり、市全体で機運醸成を図るため、

今年度は記念式典をはじめ、様々な記念イベントの実施が予定されている。

そのため、八幡平市市制20周年の記念として、更なる市政の推進を図るために、記念動画

制作を通じて市民の郷土愛の醸成と市内外への発信を目的に委託するものである。

２．業務の概要

（１）業務名 八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務

（２）業務内容 別紙「八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務仕様書」のとおり

（３）履行期間 契約締結の日から令和７年７月31日まで

（４）納入場所 八幡平市総務課

（５）委託上限額 １，０００，０００円（消費税を含む）

３．公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れ

があることから、より広く専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を募り、受託候補者

を評価・選定するためにプロポーザル方式によって行う。

４．業務スケジュール

実施内容 期日等

（１）公募開始 令和６年12月13日（金）

（２）質問の締切 令和６年12年20日（金）午後５時必着

（３）質問に対する回答 令和６年12月24日（火）までに順次

（４）参加申込書受付締切 令和６年12月27日（金）正午必着

（５）参加資格要件確認結果通知 令和６年12月27日（金）

（６）企画提案書等の提出締切 令和７年１月17日（金）正午必着

（７）プレゼンテーション 令和７年１月27日（月）（予定）

（８）審査結果通知 令和７年１月29日（水）（予定）

（９）契約締結 令和７年２月５日（水）（予定）

５．参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）法人格を有していること。

（２）地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に該当するものでない

こと。

（３）八幡平市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成17年八幡平市訓令第44号）別

表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしているものでないこと。

（５）地方税及び国税について滞納がないこと。

（６）財務状況等から本業務を遂行することができないおそれがないと判断するもの。

（７）八幡平市暴力団排除条例（平成25年八幡平市条例第16号）第２条第１号から第３号に規

定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまるものでないこと。

（８）宗教活動及び政治活動を目的としているものでないこと。

６．参加申込の手続

（１）事務局（問い合わせ先）

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市総務課（本庁舎２階）

電話 0195-74-2111／FAX 0195-74-2102

Mail somuka@city.hachimantai.lg.jp

（２）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
| ➀ | 参加申込書（様式第１号） | 契約時に使用する印鑑を押印のこと。 |
| ➁ | 法人概要書（様式第２号） |  |
| ➂ | 業務実績報告書（様式第３号） | 過去10年間で自治体から受注した動画作成業務の実績を記載のこと。 |
| ➃ | 商業登記事項証明書又はその写し | 発行から３か月以内のものであること |
| ➄ | 地方税及び国税に滞納が無いことの証明書 | 〇地方税（写し可：法人市民税）〇国税（写し可：法人税及び消費税（地方税含む））※いずれも発行から３か月以内のものであること。 |
| ➅ | 直前事業年度の財務諸表の写しまたは、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し |  |
| ➆ | 印鑑証明書の写し | 発行から３か月のものであること。 |
| ➇ | その他市長が必要と認める書類 |  |

※八幡平市営建設工事等請負資格者名簿に登載されている事業者については、提出書類　の➃～➆は省略できるものとする。

※提出書類のうち、事前に発注者の承諾を受けたものについては、代替書類の提出を認めるものとする。

（３）提出方法

郵送又はメールにより、６－（１）の事務局あてに提出すること。

（４）提出期限

令和６年12月27日（金）正午必着

（５）提出部数

各書類１部を提出すること。

（６）書類の配布

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和６年12月13日

（金）から、６－（１）の事務局及び八幡平市ホームページ上で配布する。

（７）参加資格要件確認結果の通知（電子メール送信）

参加資格要件確認結果の通知については、令和６年12月27日（金）に行う。

７．質問及び回答

（１）質問

➀　質問方法 質問書（様式第５号）を郵送、メール又は FAX により、６－（１）の事務局

あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

 　 ➁　受付期間 令和６年12月13日(金)から令和６年12月20日(金)午後５時まで(必着)

（２）回答

➀　回答方法 　八幡平市ホームページ上に記載し、個別での回答はしない。

➁　回 答 日 　令和６年12月24日（火）までに順次する。

８．企画提案書の提出

（１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
| ➀ | 企画提案書（任意様式） | 作成にあたっては、別紙「八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。 |
| ➁ | 業務執行体制（様式第４号） |  |
| ➂ | 見積書（任意様式） |  |

（２）提出方法

➀～➂の提出書類は全て PDF 化し、１つのファイルに結合したうえで、メールにより６－

（１）の事務局に提出するとともに、（４）提出部数を郵送又は持参により６－（１）の事務

局あてに提出すること。

（３）提出期限

令和７年１月17日（金）正午必着

（４）提出部数

正本１部、副本を７部提出すること。

（５）提出書類の取扱い

➀　提出された書類は、返却しない。

➁　提出された書類の訂正・差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。

➂　提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しな

い。ただし、情報公開請求があった場合には、八幡平市情報公開条例（平成17年八幡平

市条例第14号）の規定に基づき対応する。

➃　提出された書類は、受託候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。

９．審査・選定方法

（１）公募型プロポーザル方式により、受託候補者１者を選定する。なお、応募状況によっては八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の決定のもと、事務局により書類審査により一次選考を行うことがある。

（２）企画提案書の提出者（以下、「提案事業者」という。）が、提出した企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

➀　プレゼンテーション実施日 令和７年１月27日（月）（予定）

➁　実施場所 八幡平市役所本庁舎　２階　庁議室（対面方式）

➂　そ の 他 １提案事業者あたり提案１５分、質疑１０分程度

※正式なプレゼンテーションの日程及び実施場所については、参加資格要件確認結果通知書

にてご連絡いたします。応募状況により、プレゼンテーションの提案・質疑時間を短縮する

場合があります。

（３）選定委員会が、別紙「八幡平市市制２０周年記念事業動画作成業務委託審査基準書」に基づき、企画提案書・プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について質疑を行うことがある。

（４）選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

（５）評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定するものとする。

（６）次の➀から➆までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

➀　６－（２）又は８―（１）の提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

➁　６－（２）又は８－（１）の提出書類に虚偽の記載があった場合

➂　見積金額が委託上限額を超過している場合

➃　審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

➄　プレゼンテーションを欠席した場合

➅　企画提案にあたり、著しく信義等に反する行為があったと市が認める場合

➆　その他、誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

１０．選定結果の通知・公表

審査結果は、審査作業終了後、すべての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は

令和７年１月29日（水）とする。

　また、審査結果通知日の同日、次の項目を八幡平市ホームページ上に公表する。

 　　・受託候補者の名称、点数

 　　・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

 　　（受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。）

１１．契約に関する事項

（１）契約の締結

受託候補者と市の間で、委託内容、委託金額等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

（２）契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は八幡平市契約規則（平成24年八幡平市規則第20号）第23条第１項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第25条第１項各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除又は減免することがある。

（３）その他

➀　契約金額の支払は、目的物の引渡しが完了した後に行うものとする。

➁　受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、合格点数の次点者を受託候補者とするものとする。

１２．その他

（１）本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。

（２）６－（２）の提出書類の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の２日前の午後５時までに参加辞退届出書（様式第６号）を提出するものとする。

（３）企画提案書及び見積書は、１参加者につき１提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。

（４）参加事業者が１者のみであった場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。